

有害使用済機器保管等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 殿

届出者

住所 〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎

電話番号 076-225-1474

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 電気掃除機、扇風機、ゲーム機、デジタルカメラ、パーソナルコンピューター 以上5種類 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇㎡
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇㎡ 最大高さ：5m 保管量：□□㎡ 品目：パーソナルコンピューター 保管場所② 所在地：同上 面積：△△㎡ 最大高さ：3m 保管量：××㎡ 品目：電気掃除機、扇風機、ゲーム機、デジタルカメラ
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場：〇〇事業場 所在地：同上 品目：パーソナルコンピューター
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	〇〇事業場 所在地：同上 破砕機（シュレッダー）、1台、〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力3t/日
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
いしかわけんちやう 石川県庁株式会社	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

(1) 保管について

- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管し売却する。
- ・取り扱う品目については、様式第1号第2面のとおり。
- ・電気掃除機、扇風機、ゲーム機及びデジタルカメラは、保管場所②で保管する。
- ・パーソナルコンピューターは保管場所①で保管する。
- ・適正な保管を行うため、保管基準の遵守を徹底する。
- ・有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する。
- ・保管後の有害使用済機器は、株式会社〇〇に売却する。
- ・保管に伴って生じた廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。

(2) 処分について※

- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管及び処分する。
- ・取り扱う品目については、様式第1号第2面のとおり。
- ・パーソナルコンピューターは、破砕機で破砕し、金属原料を選別する。
- ・パーソナルコンピューター以外の処分は行わない。
- ・適正な処理を行うため、保管基準及び処分基準の遵守を徹底する。
- ・有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する。
- ・処分後の金属原料については、株式会社〇〇に売却する。
- ・保管又は処分に伴って生じた廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。

	有害使用済機器 の品目	受入予定量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入先事業者	処分又は再生を 行う場合には処分 又は再生の方法※	処分量 (t/月又は m ³ /月) ※	予定持出先の名称及び所在地 (予定持出先事業場の名称及び所在地)
1	電気掃除機	0.3 t/月	一般家庭			株式会社〇〇
2	扇風機	0.2 t/月	同上			同上
3	ゲーム機	1 t/月	同上			同上
4	デジタルカメラ	0.5 t/月	同上			同上
5	パーソナルコン ピューター	1 t/月	同上	破碎	1 t/月	同上
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 処分を行わない場合（保管のみ）は記載不要 </div>					
7						
8						
9						
10						

備考 取扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること。
 ※ 保管のみの場合は記載不要

保管施設の概要	
設置場所	石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
有害使用済機器の品目	保管場所①：パーソナルコンピューター 保管場所②：電気掃除機、扇風機、ゲーム機、デジタルカメラ
面積	保管場所①：〇〇m ² 保管場所②：△△m ²
保管量	保管場所①：□□m ³ 保管場所②：××m ³
保管高さ	保管場所①：5 m 保管場所②：3 m
<ol style="list-style-type: none">施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図 〔別図のとおり〕設計計算書（「保管施設の面積及び保管量」に係る計算書及び安定計算書） 〔別図のとおり〕施設の付近の見取図 〔別図のとおり〕	

処分の用に供する施設の概要	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	3 t/日
処分を行う有害使用済機器の品目	パーソナルコンピューター
処理施設の処理方式 及び設備の概要	処理方式：破砕 【設備の概要について記載してください。】
環境保全設備の概要	【環境保全設備の概要について記載してください。】 (消火器、集塵機等)

※ 保管のみの場合は記載不要

環境保全措置の概要

基準への対応について記載すること

(1) 保管施設において講ずる措置

- ・屋外保管については、保管施設の底面をコンクリート舗装することにより、地下への汚水浸透を防止し、汚水は油水分離槽を経由して適正に処理する。また、強風により有害使用済機器及びその一部が飛散・流出しないように、囲い上部にフェンスを設置する。
- ・機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働による騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう、早朝（9時以前）及び夜間（17時以降）は、作業を行わない。
- ・火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から電池、潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物を混合するおそれのないように区分して保管するほか、消火器等を適切に配置する等行う。
- ・ねずみが生息し、蚊やはえ、害虫等が発生しないように、清掃を行う等、衛生管理を徹底する。

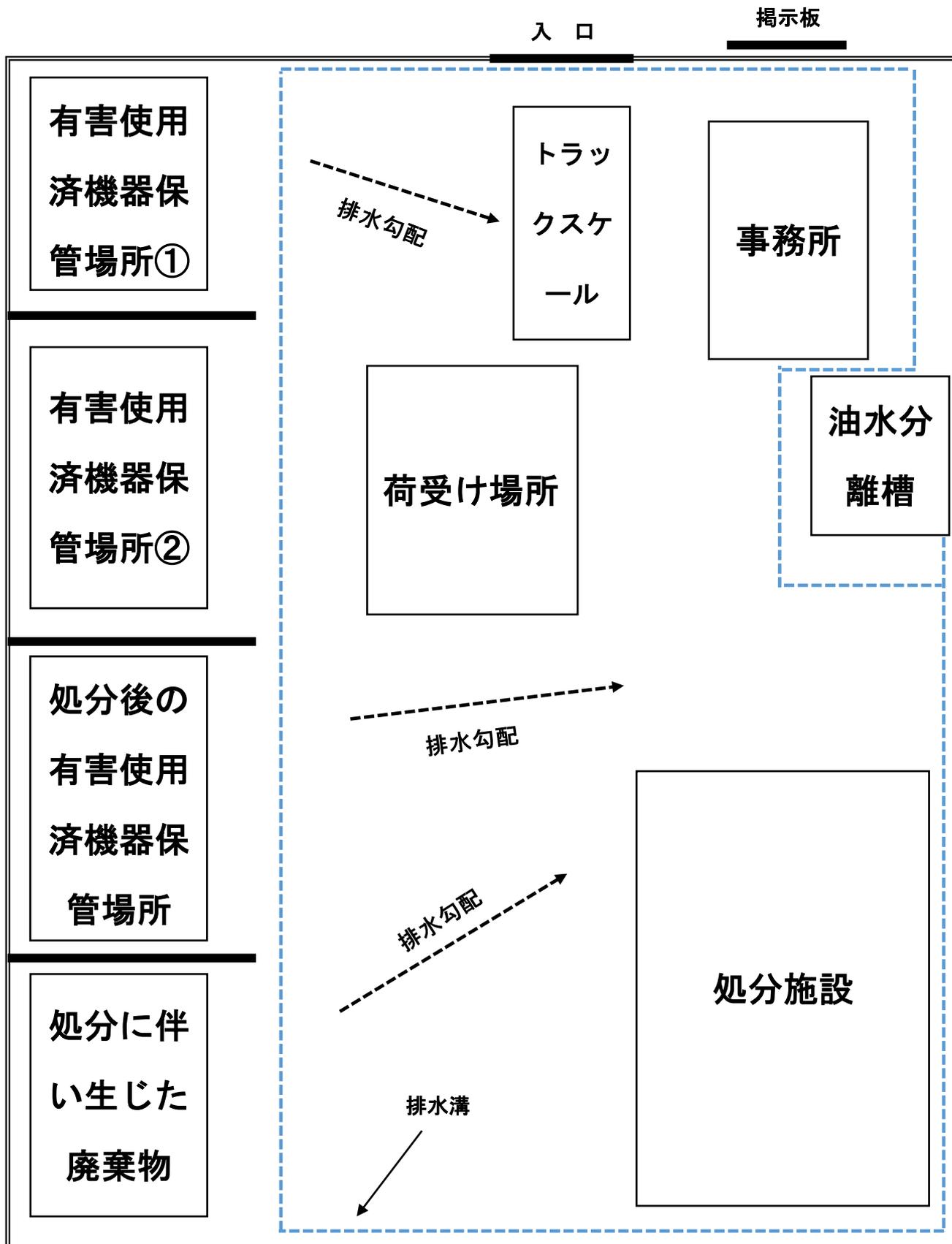
(2) 処分施設において講ずる措置※

- ・屋外保管については、保管施設の底面をコンクリート舗装することにより、地下への汚水浸透を防止し、汚水は油水分離槽を経由して適正に処理する。
- ・粉塵を防止し、振動規制法及び騒音規制法の基準を遵守する。また、早朝（9時以前）及び夜間（17時以降）に作業を行わない。
- ・火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から電池、潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物を混合するおそれのないように区分して処分するほか、消火器等を適切に配置する等行う。

※ 保管のみの場合は記載不要

事業場の平面図

事業場名称 本社保管ヤード



<p>処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類</p>	
<p>処分後の廃棄物 (又は再生品)の 種類</p>	<p>【再生品】 破碎後金属 【廃棄物】 廃プラスチック類、汚泥、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」</p>
<p>発生量 (t/月又はm³/月)</p>	<p>【再生品】 0.2 t/月 【廃棄物】 廃プラスチック類：0.5 t/月 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」：0.3 t/月 汚泥：0.2 t/月</p>
<p>処理方法</p>	<p>自己処理 (処分場所)</p>
	<p>委託処理 (処分業者名) ○○株式会社</p>
	<p>(所在地) 石川県○○市○○町○○丁目○○番地</p>
<p> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </p> <p> { 中間処理、売却の場合は具体的な方法 【埋立処分】 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、○○○において埋立処分 【中間処理】 廃プラスチック類は、△△△において焼却後、○○○において埋立処分 【売却】 製鉄原料として、●●株式会社に売却 製品規格：破碎後金属（50mm以下） 規格管理：破碎処理により製造 なお、破碎に当たり、不要物を除去し、破碎処理のうえ、 磁選機により製品区分し、製品以外の廃棄物を委託により処分 販売価格：△△円/t 運搬方法：販売相手が当該事業場からトラックで搬出 </p>	
<p>備考 処分後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。</p>	

※ 保管のみの場合は記載不要

有害使用済機器保管等変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 殿

届出者 〒920-8580
住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
氏名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎
電話番号 076-225-1474

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 代表取締役 石川 太郎	代表取締役 △△△△
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
変更の理由	代表者の新任退任のため	
変更予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
備考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

有害使用済機器保管等廃止届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

石川県知事 殿

届出者

住 所 〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
氏 名 石川県庁株式会社
代表取締役 石川 太郎
電話番号 076-225-1474

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	処分（再生を含む）の事業について廃止する
廃止の理由	破碎施設の老朽化のため
廃止の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。